

# 理 由 書

本理由書は、草加都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

## I. 草加都市計画区域の位置等

草加都市計画区域は、都心から約20km圏、本県の南東部に位置しています。また、草加都市計画区域に含まれる土地の区域は、草加市、八潮市及び三郷市の行政区域の全域です。

## II. 変更の理由

- (1) 都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。
- (2) 国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」が、計測方法の変更により修正されたことに伴い、都市計画区域面積を変更するものです。
- (3) 草加彦成線沿道地区については、県道草加八潮三郷線の拡幅整備により区域区分の境界である道路の位置が変更されたため、市街化調整区域に編入するものです。

## III. 関連する都市計画

草加都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ② 用途地域（八潮市決定）
- ③ 高度地区（八潮市決定）